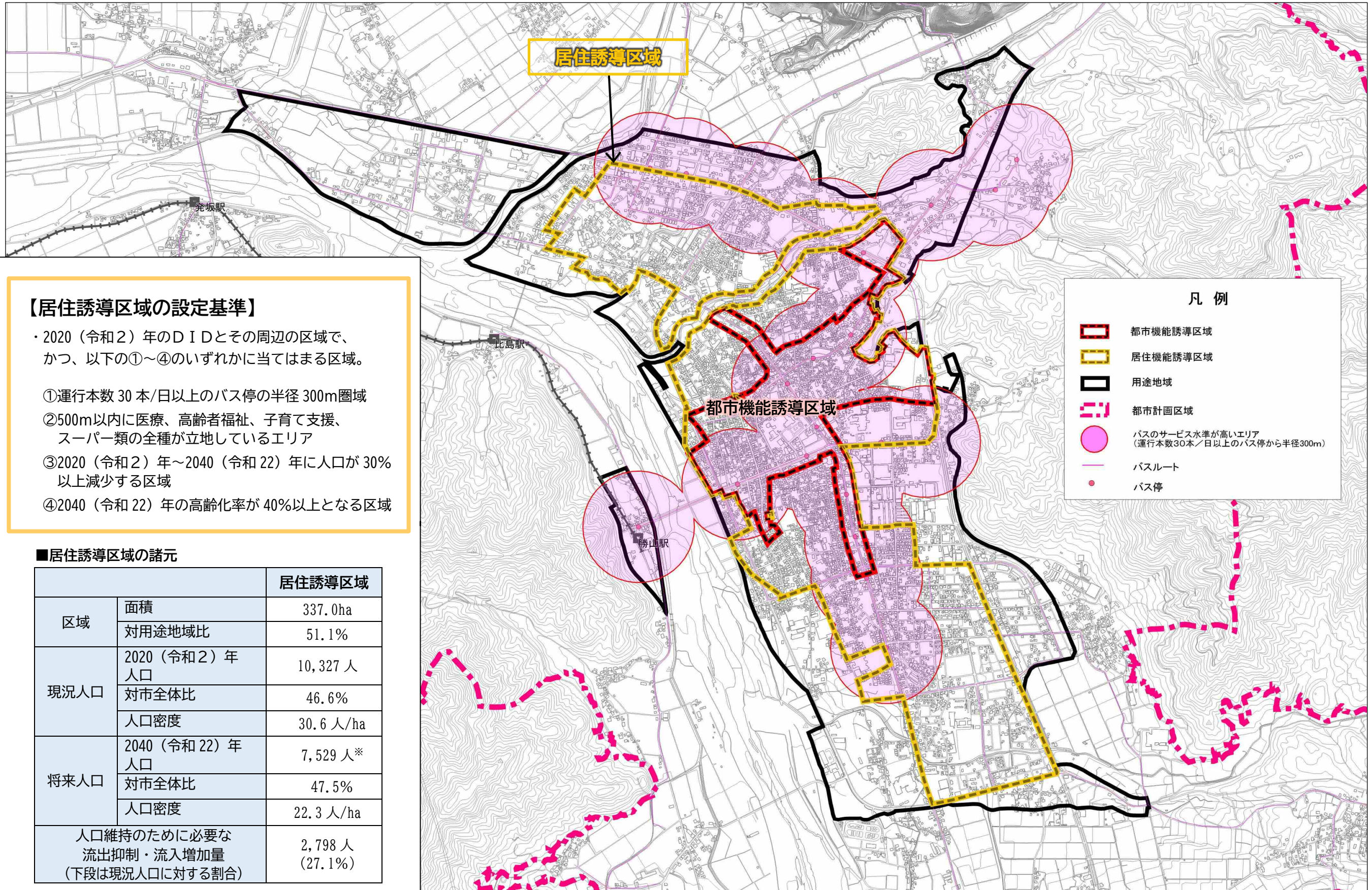


居住誘導区域の設定



【居住誘導区域の設定基準】

- ・2020（令和2）年のD I Dとその周辺の区域で、かつ、以下の①～④のいずれかに当てはまる区域。
- ①運行本数 30 本/日以上バス停の半径 300m圏域
- ②500m以内に医療、高齢者福祉、子育て支援、スーパー類の全種が立地しているエリア
- ③2020（令和2）年～2040（令和22）年に人口が30%以上減少する区域
- ④2040（令和22）年の高齢化率が40%以上となる区域

凡例

- 都市機能誘導区域
- 居住機能誘導区域
- 用途地域
- 都市計画区域
- バスのサービス水準が高いエリア
(運行本数30本/日以上バス停から半径300m)
- バスルート
- バス停

■居住誘導区域の諸元

		居住誘導区域
区域	面積	337.0ha
	対用途地域比	51.1%
現況人口	2020（令和2）年人口	10,327人
	対市全体比	46.6%
	人口密度	30.6人/ha
将来人口	2040（令和22）年人口	7,529人*
	対市全体比	47.5%
	人口密度	22.3人/ha
人口維持のために必要な 流出抑制・流入増加量 (下段は現況人口に対する割合)		2,798人 (27.1%)

※推計条件：国立社会保障・人口問題研究所が2023（令和5）年に推計した勝山市の将来人口及び2020（令和2）年の地域別の男女別5歳別人口からコーホート要因法により推計